

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案起草の件

ハンセン病の患者であつた方々が国の隔離政策に起因して受けた被害の回復については、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき、福祉の増進、名誉の回復等の施策が講ぜられていますが、未だに解決されない問題が多く残されています。

とりわけ、ハンセン病の患者であつた方々が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれています。

また、ハンセン病の患者であつた方々に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければなりません。

本案は、全国十三の国立ハンセン病療養所、すなわち、松丘保養園、東北新生園、栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園、菊池恵楓園、星塚敬愛園、奄美和光園、沖縄愛楽園、宮古南静園の入所者等の方々の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりです。

第一に、国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して必要な療養を行うものとし、入所者の意思に反して退所させてはならないものとする。

第二に、国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三に、国は、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができるものとする。

第四に、国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、この法律は、平成二十一年四月一日から施行し、「らい予防法の廃止に関する法律」は、廃止することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。